

令和7年3月18日策定、同年4月1日施行
令和8年3月●日改正

南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン

目次

第1	総則	3
1	趣旨・目的	3
2	用語の定義	3
3	支援の対象となる業務	4
第2	想定・適用基準	5
1	想定する地震	5
2	想定する最大の被害	5
3	適用基準	7
4	上記3以外の適用	7
5	南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランとの関係	7
第3	応援編成計画、応援・受援体制等	8
1	応援編成計画	8
2	応援職員確保調整本部の設置	9
3	即時応援道県等における応援体制（応援隊の編成）	10
4	重点受援県における受援体制	11
5	被害確認後応援都府県等が外部からの応援職員派遣を必要とする場合の対応	13
6	独自の応援職員派遣等を行う場合の対応	13
第4	半割れ・一部割れ等の場合における先発地震発生後の対応	13
1	重点受援県の対応方針	13
2	即時応援道県等の対応方針	14
第5	発災以降の情報共有、報告等の流れ	14
1	発災直後（1日目）の流れ	14
2	発災後2～3日の流れ	15
3	発災後4日目以降の流れ	15
4	適宜の連絡等	16
5	情報連絡体制	16
第6	実効性確保のための取組	17
1	重点受援県と即時応援道県等との間における平時からの取組	17
2	重点受援県における平時からの取組	17
3	即時応援道県等における平時からの取組	18
4	被害確認後応援都府県等における平時からの取組	18
5	応援体制及び受援体制に関する補足	18

6	個別の災害時相互応援協定等の把握、発災時の対応方針の確認	19
第7	進出経路	19
1	平時の備え	19
2	発災時の進出経路の選定等	20

第1 総則

1 趣旨・目的

南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン（以下「本アクションプラン」という。）は、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」第36条に規定する応急対策職員派遣制度の特例を定めたものであり、南海トラフ地震が発生した場合の応急対策職員派遣制度に係る総務省、地方公共団体、関係団体等の対応や運用方針について、関係機関及び総務省の対応を相互に理解することにより、全国の応援職員が迅速、的確に被災地において活動できるよう期待するものである。

2 用語の定義

- (1) 重点受援県とは、南海トラフ地震発生時において主として応援を受ける県（静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の10県）をいう。
- (2) 被害確認後応援都道府県等とは、重点受援県を除く都道府県及び重点受援県内の指定都市を除く指定都市（以下「応援都道府県等」という。）のうち、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第3条第1項に基づき指定されている南海トラフ地震防災対策推進地域を含む都道府県（茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県の20都道府県）及びこれらの都道府県内に所在し、かつ、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている指定都市（横浜市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市及び熊本市の9市）をいう。
- (3) 即時応援道県等とは、応援都道府県等のうち、被害確認後応援都道府県等を除く道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県及び佐賀県の17道県）及び指定都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市及び福岡市の8市）をいう。
- (4) 地域ブロックとは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第1条第1項に定めるブロックをいう。ただし、中国ブロック及び四国ブロックについては、合わせて一の地域ブロックとする¹。
- (5) 地域ブロック幹事都道府県とは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第3条第1項に定める幹事県をいう。ただし、中国・四国ブロックについては、中国ブロック又は四国ブロックの幹事県のうちいずれか一の幹事県とする。
- (6) 関係団体とは、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会をいう。
- (7) 関係機関とは、関係省庁、関係団体及び地方公共団体をいう。

¹ 地域ブロックは、北海道東北ブロック、関東ブロック、中部ブロック、近畿ブロック、中国・四国ブロック及び九州ブロックの6ブロックである。

- (8) 災害マネジメント総括支援員（以下「GADM」という。）とは、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。
- (9) 災害マネジメント支援員とは、GADMの補佐を行うために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。
- (10) 地域GADM等とは、重点受援県内のGADM及び災害マネジメント支援員のほか、重点受援県においてこれらの者に準ずる役割を持つ者をいう。
- (11) 総括支援チームとは、被災市区町村への応援職員派遣の協力依頼に先立ち、被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握を行うほか、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体がGADM及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣するチームをいう。
- (12) 対口支援チームとは、主に避難所運営、罹災証明関係業務等に係るマンパワー支援を行うチームをいう。
- (13) 応援職員確保調整本部とは、総務省及び関係団体により構成され、応援団体の決定、情報の収集、総合的な調整等を行う会議体をいう。
- (14) 現地調整会議とは、重点受援県（応援職員派遣調整チーム）、即時応援道県等、被災地域ブロック幹事都道府県、関係団体、総務省等により構成され、被災市区町村に関する情報の収集、確保調整本部に対する情報の共有等を行う会議体をいう。
- (15) 応援編成計画とは、南海トラフ地震発生時における重点受援県及び即時応援道県等の組合せをいう。

3 支援の対象となる業務

本アクションプランに基づく応援団体による支援対象業務は、以下のとおりとする。

(1) 主要対象業務

ア 災害マネジメント支援

総括支援チームによる被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援する。

イ 避難所運営業務支援

ウ 住家被害認定調査・罹災証明書交付業務支援

(2) その他の業務

上記(1)以外の支援であって、応急対策職員派遣制度以外の仕組み等において対象としていない業務²についても、業務の緊急性に応じて支援に努める。

² 過去の災害時におけるその他の業務支援の例としては、義援金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金等の業務や広報活動などがある。

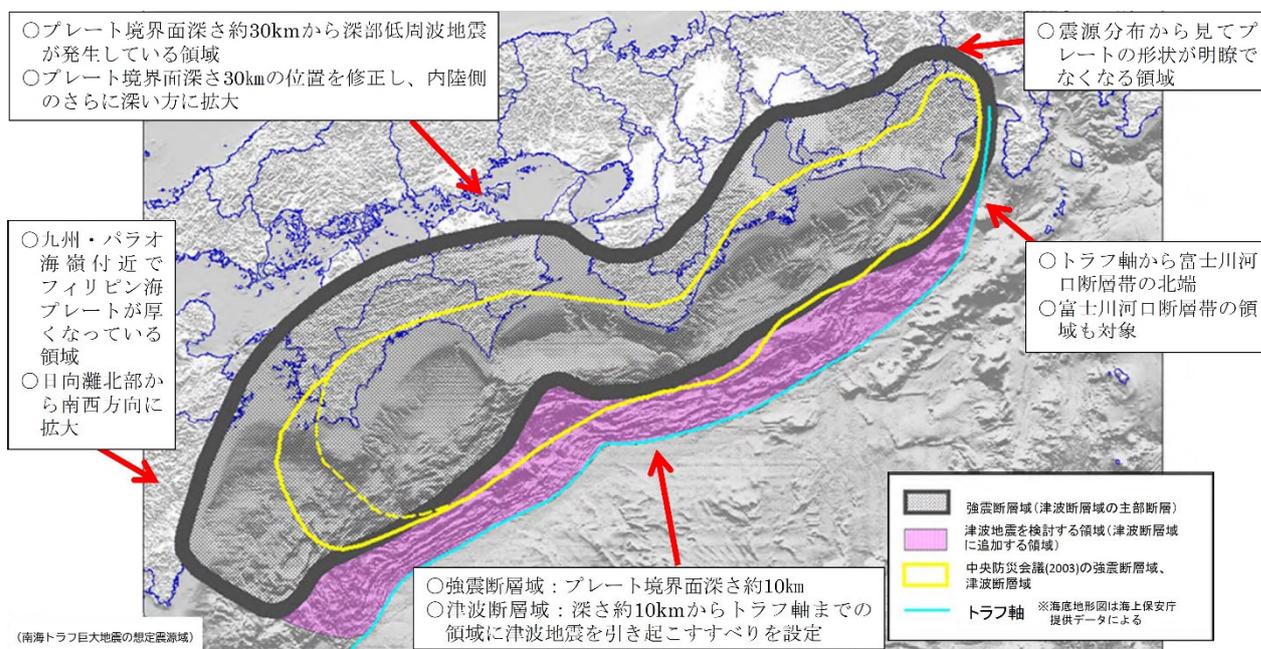
第2 想定・適用基準

1 想定する地震

本アクションプランにおいて想定する地震は、次のとおりとする。

- (1) 想定震源域：中央防災会議「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」による想定震源域

【図1 想定震源域】



- (2) 地震の規模：モーメントマグニチュード³8.0以上

2 想定する最大の被害

想定する最大の被害は、中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」による南海トラフ巨大地震の被害想定⁴（以下「被害想定」という。）のうち、東海地方、近畿地方、四国地方、九州地方がそれぞれ最も大きく被災する4ケースであり、着目する被害項目及び条件は以下のとおりとする。

- (1) 被害想定のうち、本アクションプランにおいて着目する被害項目は、「避難者数」及び「全壊棟数」とする。
- (2) 被害想定のうち、被害が最大となる条件は以下のとおりである。

ア 避難者数

地震動：陸側ケース、冬・夕、風速8m/s

イ 全壊棟数

地震動：陸側ケース、冬・夕、風速8m/s

³ 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）を基にして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。

⁴ 令和7年3月公表

【表1 被害想定ケース別避難者数（1週間後）、全壊棟数】

	東海地方が大きく被災するケース		近畿地方が大きく被災するケース		四国地方が大きく被災するケース		九州地方が大きく被災するケース	
	避難者数	全壊棟数	避難者数	全壊棟数	避難者数	全壊棟数	避難者数	全壊棟数
	人	棟	人	棟	人	棟	人	棟
茨城県	400	10	300	10	300	-	300	-
栃木県	20	-	20	-	20	-	20	-
群馬県	200	-	200	-	200	-	200	-
埼玉県	18,000	800	18,000	800	18,000	800	18,000	800
千葉県	15,000	1,700	7,700	200	6,400	100	3,900	200
東京都	33,000	1,600	29,000	600	29,000	600	29,000	600
神奈川県	65,000	3,000	43,000	700	40,000	500	39,000	500
新潟県	10	-	10	-	10	-	10	-
富山県	60	-	60	-	60	-	60	-
石川県	500	40	500	40	500	40	500	40
福井県	17,000	1,800	17,000	1,800	17,000	1,800	17,000	1,800
山梨県	95,000	7,900	95,000	7,900	95,000	7,900	95,000	7,900
長野県	42,000	3,100	42,000	3,100	42,000	3,100	42,000	3,100
岐阜県	145,000	9,600	145,000	9,600	145,000	9,600	145,000	9,600
静岡県	1,395,000	290,000	1,332,000	263,000	1,330,000	262,000	1,330,000	262,000
愛知県	2,651,000	401,000	2,642,000	400,000	2,642,000	400,000	2,642,000	400,000
三重県	809,000	253,000	778,000	234,000	776,000	232,000	781,000	233,000
滋賀県	221,000	16,000	221,000	16,000	221,000	16,000	221,000	16,000
京都府	413,000	64,000	413,000	64,000	413,000	64,000	413,000	64,000
大阪府	1,959,000	296,000	1,989,000	297,000	1,987,000	297,000	1,981,000	297,000
兵庫県	462,000	48,000	494,000	50,000	486,000	49,000	478,000	49,000
奈良県	337,000	44,000	337,000	44,000	337,000	44,000	337,000	44,000
和歌山県	445,000	143,000	476,000	166,000	457,000	147,000	456,000	150,000
鳥取県	2,700	300	2,700	300	2,700	300	2,700	300
島根県	2,300	400	2,300	400	2,300	400	2,300	400
岡山県	297,000	37,000	297,000	37,000	297,000	37,000	297,000	37,000
広島県	302,000	25,000	296,000	25,000	297,000	26,000	297,000	26,000
山口県	42,000	4,600	42,000	4,500	43,000	4,700	44,000	4,900
徳島県	439,000	123,000	462,000	136,000	457,000	132,000	451,000	128,000
香川県	270,000	51,000	278,000	51,000	279,000	52,000	279,000	52,000
愛媛県	646,000	196,000	642,000	195,000	644,000	199,000	649,000	204,000
高知県	527,000	214,000	540,000	225,000	553,000	238,000	549,000	234,000
福岡県	8,800	400	8,400	400	8,500	400	8,200	300
佐賀県	200	10	200	10	200	10	200	10
長崎県	3,200	200	3,800	300	6,300	500	9,200	700
熊本県	42,000	3,000	42,000	3,000	43,000	3,000	43,000	3,000
大分県	143,000	19,000	144,000	17,000	154,000	22,000	165,000	32,000
宮崎県	395,000	78,000	387,000	74,000	378,000	69,000	404,000	83,000
鹿児島県	46,000	4,400	46,000	4,500	48,000	5,000	51,000	5,900
沖縄県	900	20	800	20	1,200	20	2,000	40
合計	12,290,000	2,340,000	12,277,000	2,333,000	12,257,000	2,324,000	12,284,000	2,350,000

－：わずか

（注）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、都府県別の数値はある程度幅をもって見る必要がある。
また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

3 適用基準

本アクションプランは、発生した地震の震央地名が、表2に示す南海トラフ地震の想定震源域と重なる地名のいずれかに該当し、かつ、次のいずれかの条件を満たす場合に適用する。

【表2 震央地名一覧】

想定震源域と重なる震央地名					
東海地方	山梨県中・西部	長野県南部	静岡県東部	静岡県中部	静岡県西部
	駿河湾	駿河湾南方沖	新島・神津島近海	愛知県東部	愛知県西部
	遠州灘	三河湾	岐阜県美濃東部	三重県北部	三重県中部
	三重県南部	伊勢湾	三重県南東沖		
近畿地方	和歌山県北部	和歌山県南部	和歌山県南方沖	紀伊水道	奈良県
	淡路島付近	播磨灘			
四国・九州地方	徳島県北部	徳島県南部	香川県東部	香川県西部	瀬戸内海中部
	愛媛県東予	愛媛県中予	愛媛県南予	伊予灘	豊後水道
	高知県東部	高知県中部	高知県西部	土佐湾	四国沖
	大分県南部	宮崎県北部平野部	日向灘	九州地方南東沖	

(1) 発生した地震により東海地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合

【各地方の都道府県分類】

- 東海地方：山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- 近畿地方：兵庫県、奈良県、和歌山県
- 四国・九州地方：徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県

(2) 発生した地震がマグニチュード8.0以上の場合（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある場合）

4 上記3以外の適用

上記3の条件を満たす地震が発生した場合のほか、政府、関係団体等の各種情報から、上記3の場合に類する被害が想定され、本アクションプランに基づく地方公共団体間の応援職員派遣を実施することで、迅速かつ円滑な被災地支援を実現できると総務省が判断した場合に適用する。

5 南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランとの関係

上記3に示した本アクションプランの適用基準は、南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン（以下「緊援隊アクションプラン」という。）のものと同一であり、緊援隊アクションプランが適用されることとなった場合には、本アクションプランも自動的に適用する⁵。

この場合、各即時応援道県等は、総務省からの本アクションプランの適用に係る連絡がなくとも、各重点受援県に対し、応援職員の派遣等の活動を開始する。

⁵ 本アクションプランの適用の連絡より先に緊援隊アクションプランの適用が全国に周知された場合に、一刻も早く本アクションプランによる支援が開始されることが期待されるため。

第3 応援編成計画、応援・受援体制等

1 応援編成計画

東海地方、近畿地方、四国地方、九州地方のそれぞれが大きく被災する4ケースの被害想定については、表1のとおり、顕著な差が見られないことから、応援編成計画については、次の1通りとする。基本となる組合せの即時応援道県等は、基本となる組合せ以外の即時応援道県等を含む応援隊の統括担当を担う。

【表3 応援編成計画】

重点受援県	即時応援道県等 (基本となる組合せ)	基本となる組合せ以外の即時応援道県等				被害確認後応援都府県等
静岡県	富山県	岩手県	仙台市			茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県、横浜市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、熊本市 (応援先は、被災状況等を踏まえ確保調整本部において検討)
愛知県	福島県	青森県	宮城県	山形県	さいたま市	
三重県	福井県	新潟県				
和歌山県	埼玉県					
徳島県	鳥取県	新潟市				
香川県	栃木県					
愛媛県	群馬県					
高知県	島根県	秋田県				
大分県	佐賀県					
宮崎県	※					
		北海道、石川県、札幌市、千葉市、川崎市、相模原市、福岡市 (応援先は、被災状況等を踏まえ確保調整本部において検討)				

※ 宮崎県に係る応援編成計画の特例

宮崎県に係る応援編成計画については、即時応援道県等を組み合わせるのではなく、特例的に次のとおり定める⁶。

先遣隊の派遣については、福岡県及び鹿児島県が担うものとし、応援隊の派遣については、九州ブロック内の被害確認後応援都府県等のうち福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県の中から、各県の被災状況等を踏まえ、九州ブロック内で調整の上選定された県が担うものとする⁷。

注1 重点受援県は指定都市を含む県を一単位とし、即時応援道県等及び被害確認後応援都府県等は道県及び指定都市をそれぞれ一単位とする。

⁶ 本アクションプラン策定時（令和7年3月18日）においては、応援編成計画上宮崎県に対する即時応援道県等には長崎県が指定されていたが、同年3月31日に公表された新たな被害想定を踏まえ同年7月1日に長崎県内の市町村の一部が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されたことから、本アクションプランの定義上、長崎県は即時応援道県等ではなくなり、被害確認後応援都府県等となることとなった。このような経緯並びに九州ブロックの災害時応援協定の内容及び応援編成計画全体への影響等を考慮し、九州ブロック内の各県と協議の上、当該特例を設けることとなったもの。

⁷ この特例において、本アクションプラン中、先遣隊の派遣及びこれに付随する業務に関する部分は「福岡県及び鹿児島県」と、応援隊の派遣及びこれに付随する業務に関する部分は「九州ブロック内の被害確認後応援都府県等のうち福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県の中から、各県の被災状況等を踏まえ、九州ブロック内で調整の上選定された県」又は「九州ブロック内の被害確認後応援都府県等のうち福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県」と読み替えることを基本とし、具体的な役割分担等については、宮崎県に係る「南海トラフ地震現地調整会議準備会」で調整する。

- 注2 即時応援道県等のうち、北海道、札幌市、千葉市、川崎市、相模原市及び福岡市については、全国の被災状況に応じて柔軟に割り当てることができるよう応援編成計画上の組合せから除外している。
- 注3 石川県は、現在復旧・復興途上にあるため応援編成計画上の組合せから除外している。なお、復旧・復興が進捗し、応援可能な状態となった後は、注2の即時応援道県等と同様に、全国の被災状況に応じて柔軟に割り当てることができる位置づけとする。
- 注4 管内に指定都市が所在する重点受援県（静岡県及び愛知県）に対しては、少なくとも1団体以上の即時応援指定都市を組み合わせている。

2 応援職員確保調整本部の設置

総務省は、本アクションプランを適用した場合又は関係団体と協議の上必要と認められた場合には、総務省及び関係団体により構成される応援職員確保調整本部（以下「確保調整本部」という。）を設置する⁸。

(1) 事務局

確保調整本部には事務局を置き、事務局の事務は総務省が行う。

(2) 役割

確保調整本部の主な役割は、以下のとおりとする。

- ア 現地調整会議からの報告、関係省庁等から共有された情報等に基づく全国の被災状況、応援ニーズ等の把握
- イ 即時応援道県等の応援隊だけでは不足する場合の追加の応援職員派遣調整
- ウ 即時応援道県等の応援隊に余剰が生じた場合における当該応援隊に係る応援職員派遣調整
- エ 重点受援県に対する応援隊の派遣が不要となった場合における当該重点受援県と組合せとなっている即時応援道県等の応援職員派遣調整
- オ 応援期間が長期化した場合等における応援団体の交替等
- カ 関係省庁との情報等の共有
- キ 現地調整会議に対する情報の共有、意見の聴取等
- ク 被害確認後応援都道府県等から応援要請があった場合の応援職員派遣調整
- ケ 前各号に掲げるもののほか、状況に応じ確保調整本部が必要と認める役割

(3) 上記(2)イ、ウ、エ又はクの応援職員派遣調整を行う場合の考慮事項

- ア 重点受援県からの追加の応援職員派遣要請人数又は被害確認後応援都道府県等からの応援職員派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）
- イ 全国の被災状況等を踏まえた各被災地の応援ニーズの相対的優先度
- ウ 外部への応援職員派遣が可能な都道府県等⁹の状況
- エ 被災都道府県と応援都道府県等との距離、移動時間、道路啓開状況等
- オ 災害時相互応援協定等の締結状況

⁸ 震度7の地震が発生した場合には、応急対策職員派遣制度に関する要綱第7条に基づき確保調整本部を設置することとなる。

⁹ 応援編成計画上の組合せに定められていない即時応援道県等（北海道、石川県、札幌市、千葉市、川崎市、相模原市及び福岡市）、応援可能となった重点受援県及び被害確認後応援都道府県等並びに応援隊による支援が不要となった重点受援県の組合せとなっている即時応援道県等

- カ 本アクションプランによらない独自の職員派遣の状況¹⁰
- キ 被災指定都市等の権能
- ク 現地調整会議の意見
- ケ 前各号に掲げるもののほか、被災市区町村の人口等考慮を必要とする事項

3 即時応援道県等における応援体制（応援隊の編成）

即時応援道県等における応援体制について、基本となる形を以下に示す。
 実際には、災害の状況に応じて柔軟に対応するものとする。

(1) 先遣隊の派遣

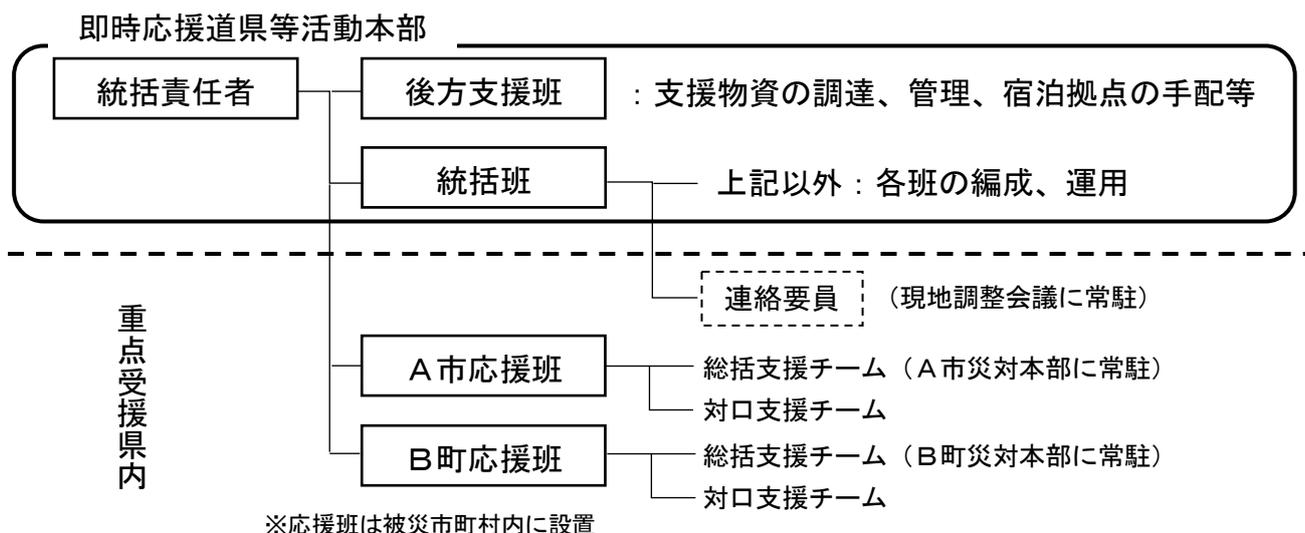
即時応援道県等は、本アクションプラン適用後速やかに重点受援県の災害対策本部に対してGADMを含む先遣隊を派遣し、現地調整会議及び下記(2)の活動本部の機能が本格化するまでの間、重点受援県災害対策本部と協力し、情報収集、情報共有、応援ニーズの把握等を行う。

(2) 活動本部の設置及び応援隊の編成

即時応援道県等は、本アクションプラン適用後、活動本部を設置し、統括責任者を任命するとともに以下の各班から構成される応援隊を編成する。

- ア 統括班：活動本部において応援班の運用（追加派遣要請への対応等）、派遣元等との連絡調整を行う班。最低1名は連絡要員として現地調整会議に常駐する。
- イ 応援班¹¹：先遣隊等が把握した応援ニーズに基づき被災市町村に対して派遣される班（総括支援チーム・対口支援チーム）。
- ウ 後方支援班：宿泊拠点、物資等の確保を行う班。

<活動本部のイメージ>



¹⁰ 第3の6参照。

¹¹ 重点受援県においては、多数の市町村が被災し支援を必要とすることが想定されることから、応援班を複数編成する必要がある。また、各被災市町村の状況を踏まえ、総括支援チームのみ又は対口支援チームのみの派遣となることも想定される。

(3) 即時応援道県等以外の都府県及び指定都市からの報告

重点受援県及び被害確認後応援都府県等は、本アクションプラン適用後に他の都道府県に対して応援職員派遣を行うことが可能となった場合には、速やかにその旨を確保調整本部に対して報告する¹²。報告を行った後、被災都道府県に応援職員を派遣することとなった場合の体制は、原則として上記(2)による。

応援可能となった被害確認後応援都府県等、応援可能となった重点受援県（重点受援県内の指定都市を含む。）及び当該重点受援県と組合せとなっている即時応援道県等をまとめて、以下「応援可能団体」¹³という。

4 重点受援県における受援体制

(1) 応援職員派遣調整チームの設置

重点受援県は、本アクションプラン適用後速やかに、重点受援県災害対策本部内に応援職員派遣調整チームを設置する。応援職員派遣調整チームは、以下の要素を考慮して即時応援道県等及び応援可能団体から派遣される応援班の派遣先等を調整する。

ア 即時応援道県等又は応援可能団体の総括支援チーム及び対口支援チームを編成することが可能な応援職員の人数

イ 地域GADM等の派遣の状況

ウ 被災市町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）、被害の状況及び災害対応業務実施体制の状況

エ 即時応援道県等又は応援可能団体（応援可能団体の区域内の市町村を含む。）が既に応援職員の派遣を行っているときはその派遣人数

オ 即時応援道県等及び応援可能団体の過去の災害における応援職員の派遣の実績

カ 重点受援県内市町村の災害時相互応援協定等の締結状況

キ 前各号に掲げるもののほか、被災市町村の人口等考慮を必要とする事項

(2) 現地調整会議の設置

重点受援県は、重点受援県（応援職員派遣調整チーム）、即時応援道県等、被災地域ブロック幹事都府県、関係団体、総務省等で構成される現地調整会議を設置する。

ア 現地調整会議の役割

(ア) 重点受援県災害対策本部会議における情報収集

(イ) 被災市町村に関する情報収集、応援ニーズの把握等

(ウ) 応援班の活動に関する情報収集

(エ) 上記(ア)から(ウ)までの情報の確保調整本部への共有

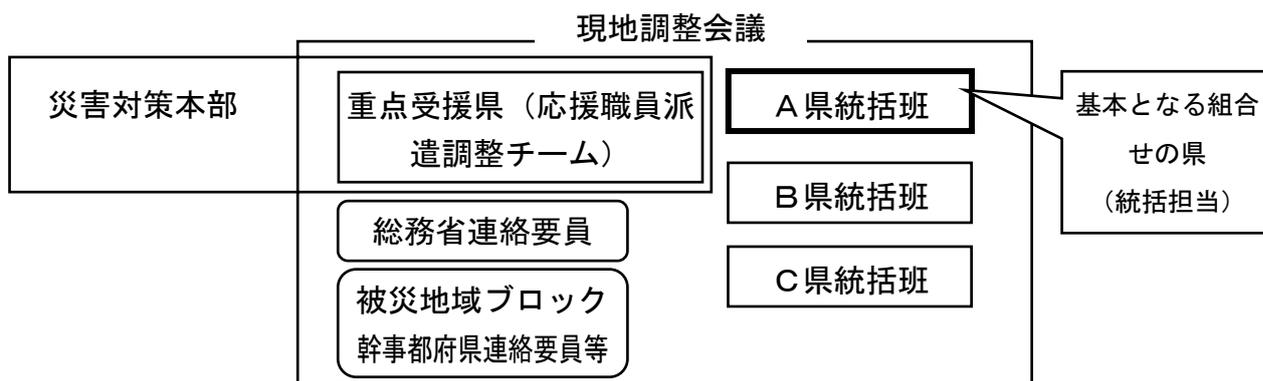
¹² 重点受援県の10県及び重点受援県内の3指定都市（静岡市、浜松市及び名古屋市）並びに被害確認後応援都府県等の20都府県及び当該都府県内に所在し、かつ、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている9指定都市が本アクションプラン適用後に他の都道府県に対して応援職員派遣を行うことが可能となった場合には、確保調整本部への報告を要するものである。

¹³ 脚注12の団体のほか、応援編成計画において重点受援県と組合せとなっている即時応援道県等の15県及び3指定都市であるが、これらの団体は、報告を要さないものである（重点受援県からの報告により自動的に応援可能団体とみなされるため。）。

- (オ) 確保調整本部が行う応援職員派遣調整等に対する意見の申出
 - (カ) 重点受援県の補佐
 - (キ) 前各号に掲げるもののほか、状況に応じ現地調整会議が必要と認める役割
- イ 現地調整会議の統括担当

応援編成計画に定められた即時応援道県等のうち基本となる組合せの県は、原則として現地調整会議の統括担当とする。また、統括担当は、重点受援県が現地調整会議を設置することが困難な場合は、当分の間、その役割を代行する。

<現地調整会議のイメージ>



(3) 重点受援県が行う要請

本アクションプラン適用直後においては、応援編成計画に基づき即時応援道県等がプッシュ型で応援職員派遣を行うため、重点受援県からの応援職員派遣要請は、原則として不要とする。ただし、被害規模が極めて小さいなど、応援隊による支援が不要であることが明白な場合には、応援編成計画に定められている即時応援道県等及び確保調整本部にその旨報告する¹⁴。

重点受援県は、応援編成計画に定められている即時応援道県等の応援隊だけでは支援が不足すると判断した場合には、直接又は現地調整会議を通じて確保調整本部に対し、追加の応援職員派遣の要請を行う¹⁵。この場合において、確保調整本部は、現地調整会議等と協力して追加の応援職員派遣調整を行う。

(4) 重点受援県の役割

- ア 応援団体からの問合せへの対応及び可能な範囲での情報提供（例えば、重点受援県災害対策本部に集約された情報）
- イ 被災市町村の応援ニーズの把握（先遣隊、現地調整会議等と協力）
- ウ 被災市町村への連絡要員の派遣
- エ 被災市町村間の応援団体連絡会議の主催（統括担当又は被災地域ブロック幹事都府県と協力）
- オ 重点受援県内の応援可能な市町村から被災市町村への応援職員派遣調整

¹⁴ 後述するが、この場合であっても、後発地震に備え、先遣隊は派遣されることとなる。

¹⁵ 全国の被災状況等によっては、追加要請に対して必ずしも応えられない可能性があることに留意。

5 被害確認後応援都府県等が外部からの応援職員派遣を必要とする場合の対応

被害確認後応援都府県等が外部からの応援職員派遣を必要と判断した場合、当該都府県は、速やかに確保調整本部に対し、応援職員派遣の要請を行う。

確保調整本部は、応援編成計画の組合せに定められていない即時応援道県等（北海道、石川県、札幌市、千葉市、川崎市、相模原市及び福岡市）又は応援可能団体の中から、上記2(3)の考慮事項を踏まえ、現地調整会議等と協力して応援職員派遣調整を行う。

6 独自の応援職員派遣等を行う場合の対応

地方公共団体は、本アクションプランに基づく応援職員派遣とは別に、独自に又は災害時相互応援協定等に基づき応援職員派遣を行う場合には、あらかじめ、都道府県及び指定都市にあっては確保調整本部に、市区町村にあっては属する都道府県にその旨申出を行う。当該申出を受けた都道府県は、速やかに確保調整本部に当該情報を共有する。

第4 半割れ・一部割れ等の場合における先発地震発生後の対応

南海トラフ地震においては、南海トラフの想定震源域の広い範囲が破壊される「全割れ」、南海トラフの想定震源域のうち破壊されていない領域が残る「半割れ」、南海トラフの想定震源域のうち狭い領域のみが破壊される「一部割れ」などが想定¹⁶されており、半割れにおいては、7日以内に後発地震が発生する頻度が十数回に1回程度、一部割れにおいては、7日以内に後発地震が発生する頻度が数百回に1回程度であるとされている。

半割れ又は一部割れ¹⁷（以下「対象地震」という。）が生じ、かつ、上記第2の3の適用基準に該当する場合、後発地震に備える必要がある。

1 重点受援県の対応方針

- (1) 仮に被害が生じなかった、ないし小さかったとしても、対象地震発生後1週間は後発地震に備え、他の被災都道府県への応援は行わない¹⁸。
- (2) 対象地震発生後1週間経過後、後発地震が発生せず、かつ、他の被災都道府県を応援することが可能となった場合は、確保調整本部に対し、その旨の報告を速やかに行う。
- (3) なお、対象地震発生後1週間以内に後発地震が発生した場合は、本アクションプランに基づき即時応援道県等が先遣隊を派遣することとなるため、重点受援県からの応援要請は原則として不要である。

¹⁶ このほか、プレート境界の固着が強いと考えられている領域より深い場所が数ヶ月から数年間かけて継続的にゆっくりとすべる現象（ゆっくりすべり）が想定されている。

¹⁷ 一部割れの場合、上記第2の3(2)には該当しないものの、(1)に該当する場合が考えられる。

¹⁸ 緊援隊アクションプランと同様の対応方針である。

2 即時応援道県等の対応方針

対象地震発生後、原則として、応援編成計画に定められている重点受援県の被害の大小にかかわらず、速やかに先遣隊の準備・派遣を開始する。ただし、当該重点受援県から先遣隊の派遣の必要がない旨¹⁹連絡を受けた場合等にあつては、この限りでない。

(1) 先遣隊に続き重点受援県に応援隊を派遣する必要がある場合

ア 先遣隊は、応援編成計画に定められている重点受援県に到着後、応援隊派遣の必要性について重点受援県と協力して検討を行い、必要性が認められた場合には、即時応援道県等は速やかに応援隊を派遣する。

イ 上記アの応援隊の派遣後に後発地震が発生した場合、後発地震による被害が大きく外部からの応援を必要とする都道府県に対しては、応援編成計画に定められていない即時応援道県等（北海道、石川県、札幌市、千葉市、川崎市、相模原市及び福岡市）及び応援可能団体からの応援隊の派遣により対応する。ただし、後発地震による被害状況が先発地震による被害よりも甚大だった場合等においては、必要に応じて派遣先の変更等を行うこともあり得る。

ウ 即時応援道県等は、応援編成計画に定められた重点受援県以外の被災都道府県に対しても応援隊を派遣する余地がある場合、速やかにその旨を確保調整本部に対して報告する。

(2) 先遣隊の派遣が不要の場合

ア 上記2ただし書きの先遣隊の派遣の必要がない場合であっても、後発地震に備え、応援隊の派遣準備を整えつつ、対象地震発生後1週間は、他の被災都道府県への応援は行わない。

イ 対象地震発生後1週間経過後、後発地震が発生しなかった場合は、応援可能団体となったものとみなす。

第5 発災以降の情報共有、報告等の流れ

1 発災直後（1日目）の流れ

(1) 総務省は、地震発生後、第2の3に示す適用基準に該当すると判断した場合は、関係省庁、関係団体、全都道府県及び全指定都市に対し、本アクションプランを適用する旨並びに確保調整本部を設置する旨連絡する。なお、本アクションプラン適用に係る連絡より先に緊援隊アクションプランが適用された場合は、本アクションプランも自動的に適用するものとし、確保調整本部は追って連絡等必要な対応を行う。

(2) 確保調整本部は、設置され次第速やかに、即時応援道県等に対して連絡し、応援編成計画に基づく応援職員派遣を開始しているか確認する。

¹⁹ 重点受援県内で被害が生じなかった、ないし極めて小さいことが明らかである場合など。

- (3) 確保調整本部及び被災地域ブロック幹事都府県は、重点受援県に対して連絡要員の派遣²⁰を開始する。被災地域ブロック幹事都府県が自ら被災する等の事情で連絡要員を派遣できない場合は、速やかに同ブロック内の都府県から代理を決定し、確保調整本部に対してその旨連絡する。
- (4) 即時応援道県等は、確保調整本部及び応援編成計画に定められている重点受援県に対し、先遣隊の派遣を開始した旨、派遣人数、到着目安時間等を連絡するとともに、応援隊の編成を開始する。
- (5) 確保調整本部は、即時応援道県等から上記(4)の連絡を受け次第速やかに、関係省庁、全都道府県及び指定都市に対し、当該情報を共有する。
- (6) 重点受援県は、被災市町村に対し連絡要員²¹の派遣を開始するとともに、被災市町村の応援ニーズ等の情報収集を開始する。

2 発災後2～3日の流れ

- (1) 重点受援県は、即時応援道県等の先遣隊の到着後速やかに、現地調整会議を設置するとともに、被災市町村から収集した情報を直接又は現地調整会議を通じて確保調整本部に対して共有する。
- (2) 応援職員派遣調整チームは、即時応援道県等の先遣隊と協力し、応援隊の派遣先市町村の優先順位等の検討を開始する。
- (3) 即時応援道県等は、編成した応援隊の派遣を開始するとともに、現地調整会議及び確保調整本部に対し、各班の人数、到着目安時間²²等を連絡する。応援隊のうち応援班については、派遣開始時に派遣先市町村が決定していれば直接当該市町村に向かうものとし、派遣先市町村が決定していなければ重点受援県の県庁等現地調整会議の設置場所に向かうものとする。
- (4) 重点受援県は、応援編成計画に定められている即時応援道県等の応援隊だけでは支援が不足すると判断した場合には、直接又は現地調整会議を通じて確保調整本部に対し、追加の応援職員派遣の要請を行う。
- (5) 確保調整本部は、上記(4)の要請を受けた場合には、全国の被災状況等を踏まえて派遣の可否を検討し、派遣する場合には、応援編成計画に定められていない即時応援道県等（北海道、石川県、札幌市、千葉市、川崎市、相模原市及び福岡市）又は応援可能団体の中から選定し応援職員派遣調整を行う。

3 発災後4日目以降の流れ

即時応援道県等の応援班、地域GADM等、重点受援県内応援職員等が被災市町村に到着し、活動を開始。

²⁰ 総務省は、全重点受援県に対しそれぞれ2名程度、最低1名の連絡要員を派遣する。関係団体は、重点受援県の被害状況等に応じて可能な範囲で連絡要員を派遣する。

²¹ 連絡要員は、地域GADM等であることが望ましい。

²² 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和7年6月30日中央防災会議幹事会）によれば、48h（2日目）までに主な被災地へのアクセスルートの概ねの啓開、72h（3日目）までに被害が甚大な被災地内ルートの概ねの啓開が行われる。

4 適宜の連絡等

- (1) 重点受援県及び被害確認後応援都府県等は、他の都道府県に対して応援職員派遣を行うことが可能となった場合には、速やかにその旨を確保調整本部に対して報告する。
- (2) 確保調整本部は、全国の被災状況等を考慮し、被災都道府県の間で応援体制に著しい偏りが生じていると判断した場合は、応援編成計画にかかわらず、応援隊を派遣している地方公共団体に対し、派遣先の変更等を依頼する。

5 情報連絡体制

(1) 情報連絡窓口の一元化

応援編成計画で複数の即時応援道県等が編成されている組合せにおいて、即時応援道県等から重点受援県への問合せが集中すること、現地調整会議での情報の錯綜等を防ぐ観点から、原則として第3の4(2)イの統括担当が情報連絡窓口担当²³を兼任する。

(2) 情報連絡窓口担当の変更

情報連絡窓口担当の変更が必要となった場合には、現地調整会議において協議の上新たな情報連絡窓口担当を指定し、確保調整本部に報告する。

(3) 確保調整本部から即時応援道県等への情報共有

確保調整本部が把握した現地での活動に必要な各種情報、応援先の変更の連絡等については、確保調整本部から即時応援道県等の派遣元（活動本部）又は派遣先（現地調整会議）を通じて共有する。

(4) 情報連絡窓口担当等から確保調整本部への現地情報等の報告

情報連絡窓口担当、情報連絡窓口担当以外の即時応援道県等及び応援可能団体は、それぞれ次に掲げる事項を現地調整会議に共有するとともに確保調整本部に報告する。

ア 情報連絡窓口担当からの報告事項

(ア) 出発時及び到着時

- ・ 応援班の出発日時及び到着予定日時（派遣元から）
- ・ 応援班の編成、人数、GADM等の情報（派遣元から）

(イ) 派遣先到着後

- ・ 重点受援県及び被災市町村の被災状況、応援ニーズ等（派遣先²⁴から）
- ・ 他支援との連携状況²⁵（派遣先から）
- ・ 応援班の活動状況（派遣元から）

イ 情報連絡窓口担当以外の即時応援道県等及び応援可能団体からの報告事項

(ア) 出発時及び到着時

²³ 後述する「南海トラフ地震現地調整会議準備会」において議論の上、基本となる組合せの即時応援道県等以外の即時応援道県等を連絡担当とすることも考えられる。

²⁴ 現地調整会議内の統括班

²⁵ 例えば、関係省庁所管スキームによる支援、協定等に基づく独自支援等。

- ・ 応援班の出発日時及び到着予定日時（派遣元から）
 - ・ 応援班の編制、人数、GADM等の情報（派遣元から）
- (イ) 被災地到着後
- ・ 応援班の活動状況（派遣元から）

第6 実効性確保のための取組

南海トラフ地震においては、膨大な応援ニーズが発生するため、応援職員による支援の実効性を確保するためには、平時からの取組が重要である。特に応援編成計画によりあらかじめ組合せが決まっている重点受援県及び即時応援道県等においては、定期的に打合せや情報交換を行うことが実効性確保に大きく寄与するため、平時から以下に例示する取組を行うこととする²⁶。

1 重点受援県と即時応援道県等との間における平時からの取組

あらかじめ定められた組合せの重点受援県と即時応援道県等との間において、以下のような取組を行う。

- ・ 「南海トラフ地震現地調整会議準備会²⁷」の開催による定期的な意見交換²⁸、研修、訓練、勉強会等の実施。
- ・ 支援対象業務の確認（避難所運営、罹災証明関係以外）、オンラインによる遠隔支援の検討、実証等。
- ・ 重点受援県及び即時応援道県等がそれぞれあらかじめ用意しておくべき装備、物資等の検討。
- ・ 被災地域ブロック幹事都府県との役割分担の確認
- ・ 重点受援県内の現地視察（県庁、管内市町村の役場、指定避難所、公共施設、主要道路等）。
- ・ 重点受援県の県庁から管内市町村への進出経路、交通手段等の検討。
- ・ 避難所マニュアルの確認、改善（特に高齢者、子ども、女性等への配慮、女性職員の派遣等）
- ・ 半割れ、一部割れなど後発地震に備える必要がある場合の受援・応援のあり方の検討。

2 重点受援県における平時からの取組

主に重点受援県において、以下のような取組を行う。

- ・ 管内市町村との定期的な意見交換、研修、訓練、勉強会等の実施。
- ・ 重点受援県及び管内市町村における受援体制の構築（本アクションプランを踏まえた受援計画の見直し、改善等）。

²⁶ あくまで例示であり、必須事項ではなく、これで十分というわけでもないことに留意。

²⁷ 発災時に設置される現地調整会議の構成員による会議体。主催、企画運営等は重点受援県が行う。会議体の名称は任意であり、各都道府県において適切に定められたい。

²⁸ 意見交換に当たっては、指定都市等の権能を踏まえた対応について留意。

- ・ 応援職員、ボランティア、事業者等の活動拠点や宿泊拠点となり得る県内の公共施設、ホテル、民宿、キャンピングカーの停車場所等の把握、リスト化及び即時応援道県等への共有。
- ・ 管内市町村があらかじめ用意しておくべき装備等の検討。
- ・ 管内市町村に派遣する情報連絡員（リエゾン）の事前のリスト化。
- ・ 地域GADM等²⁹の育成及び登録の促進。
- ・ 被害想定に基づく管内市町村の応援ニーズの推計、即時応援道県等への共有等。
- ・ 県内応援の可能性の検討。
- ・ 管内市町村が締結している個別の災害時相互応援協定等の把握及び発災時における応援元の市町村の対応方針の確認³⁰（個別の災害時相互応援協定等を優先するか、本アクションプランに基づく確保調整本部からの応援職員派遣調整を優先するか等）。

3 即時応援道県等における平時からの取組

主に即時応援道県等において、以下のような取組を行う。

- ・ 管内市町村との定期的な意見交換、研修、訓練、勉強会等の実施。
- ・ 応援体制の構築（本アクションプランを踏まえた応援計画の見直し、改善等）。
- ・ 重点受援県に派遣する先遣隊及び応援班の事前のリスト化（優先順位付け）。
- ・ GADM（管内市町村の職員含む）の育成及び登録の促進。
- ・ 即時応援道県等から重点受援県への進出経路の確認。
- ・ 管内市町村が締結している個別の災害時相互応援協定等の把握及び発災時における管内市町村の対応方針の確認（個別の災害時相互応援協定等を優先するか、本アクションプランに基づく確保調整本部からの応援職員派遣調整を優先するか等）。

4 被害確認後応援都府県等における平時からの取組

被害確認後応援都府県等については、応援編成計画であらかじめ組合せが決まっているわけではないものの、発災後、他の都道府県への応援が可能な場合には、確保調整本部において重点受援県その他応援を必要とする都道府県に対して応援職員派遣調整を行うこととなる。また、多くの地域ブロックにおいて災害時相互応援協定等が締結され、災害発生時における地域ブロック内での応援・受援の組合せが定められているケースも見られることから、平時から地域ブロック内で実効性確保のための取組を進めることが望ましい。

上記1、2及び3を参考に、地域の実情を踏まえ主体的に取組を進める。

5 応援体制及び受援体制に関する補足

(1) 応援体制の構築において検討すべきことの例

²⁹ 地域GADM等のうちGADM及び災害マネジメント支援員に準ずる役割を持つ者については、GADMの要件の一つである管理職等であることが望ましいが、各地域の実情を踏まえ、各団体が主体的に創意工夫を重ねながら取組を進めることが重要。

³⁰ 詳細は後述。

- ・ 応急期に派遣可能な職員数の検討（例えば、即時応援道県等の職員数の一定割合を目安とする等）。
 - ・ 先遣隊、応援班（総括支援チーム・対口支援チーム）、後方支援班、統括班等各班の編成。
 - ・ 防災・危機管理担当部署以外の部署からの動員に関する合意形成、周知等。
 - ・ 応援マニュアルの策定等。
- (2) 受援体制の構築において検討すべきことの例（主に重点受援県内市町村）
- ・ 庁内全体の受援担当の指定。
 - ・ 災害対応業務の洗い出し、優先順位の検討及び受援対象業務の整理。
 - ・ 各業務のマニュアル化、各業務の受援担当者の指定。
 - ・ 民間（ボランティア、NPO法人、物流事業者等）との関係構築、業務委託等に関する協定締結等。
 - ・ 応援職員、ボランティア、事業者等の活動拠点や宿泊拠点となり得る公共施設、ホテル、民宿、キャンピングカーの停車場所等の把握、リスト化。

6 個別の災害時相互応援協定等の把握、発災時の対応方針の確認

本アクションプランは、個別の災害時相互応援協定等に基づく応援が存在することを前提としているが、即時応援道県等の管内市町村において、個別の災害時相互応援協定等に基づき応援編成計画とは異なる地方公共団体への応援が多数行われた場合、被災都道府県の間で応援体制に著しい偏りが生じるおそれが高くなる。

したがって、重点受援県及び即時応援道県等いずれにおいても、管内市町村の個別の災害時相互応援協定等の締結状況及び南海トラフ地震発災時の対応方針についてあらかじめ把握し、現地調整会議準備会にも共有しておく必要がある。

その上で、即時応援道県等が、応援編成計画に定められている重点受援県に対して派遣できる職員数が著しく少なくなるおそれが判明した場合等には、事前に即時応援道県等と管内市町村の間の調整³¹を行うことが望ましい。

第7 進出経路

南海トラフ地震発生時には、広域的な道路被害や放置車両により大規模な交通障害が発生するおそれがあるため、交通規制に係る関係法令や交通規制計画等を踏まえ、使用可能性の高い交通経路や手段を把握し、平時から備えることが重要である。

1 平時の備え

(1) 応援経路等の整理

³¹ 本アクションプランの応援編成計画に基づく応援職員派遣を優先していただけないか、仮に個別の災害時相互応援協定等を優先するとしても、応援編成計画に基づく応援職員派遣にも協力していただけないか等の調整。

即時応援道県等及び被害確認後応援都府県等は、被害想定や交通規制に係る計画等³²を踏まえ、発災時に使用可能性のある交通検問所や進出経路、参集拠点等をあらかじめ整理する。

(2) 緊急通行車両に係る確認、標章の準備

発災時の円滑な応援に向け、応援職員派遣に使用する可能性のある車両をあらかじめ整理し、可能な限り発災前に緊急通行車両であることの確認の申出を行い、標章及び証明書の交付を受ける。

2 発災時の進出経路の選定等

(1) 進出経路の選定

発災時、即時応援道県等及び応援可能団体は、上記1(1)での整理を基本に、道路の損壊状況や啓開状況、交通規制の実施状況等（以下「道路被害状況等」という。）を踏まえ進出経路を選定し応援を実施する。

(2) 情報共有

選定した進出経路や道路被害状況等（進出途中で把握したものを含む。）については、適宜、派遣先が同じである応援団体、確保調整本部等に共有する。

³² 「南海トラフ地震発生時の交通規制計画」（令和7年9月警察庁）等。